

州間の電信交通の便利を計るの權をも聯邦國會に與ふべきものと解釋せられた即ち聯邦國會は諸州間の電信交通の便利を妨ぐるものと認むる場合に於て、一州の權力を以て他に與へた特許特權を破棄して、別に相當の規定を爲し得るであらう。是れ聯邦政府をして諸州間の交通機關を監督するを得しむる爲めに最も必要な權力であるといはなければならぬ。

以上聯邦國會が我國の商業上に有する權柄は、通商の擴張せらるゝに従つて益々大に赴くは勿論である。而して今日に至つては、國內の電信を聯邦の所有と爲して、更に又鐵道事業監督權を擴張せんとするの傾向が愈々大なるを見るのである。一八八七年に州際商業委員會なるものを設立して、旅客及び貨物運送に於ける鐵道運賃の不當なる高低を防拒するの任務に當らしめたるが如きは最も注意すべきものである。

右州際商業委員會は、今日に至つては我國の最も肝要なる司法的機關の一と

いつた者であつて、聯邦政府の監督の當否を實驗するの好資料である。

公 民 權

合衆國に於ける公民權は、我國制度の重複せる性質を説明するに足るものである。

凡そ何人を問はず我國に於て公民權を有するものは、合衆國の公民權たると共に其所屬各州の公民であつて、獨り合衆國の公民ではない。又獨り所屬各州の公民ではない。即ち已に公民と云ふ以上は、合衆國公民の資格と所屬各州公民の資格とを兼ねる者であつて、然らざれば是れは全く公民權を有せざるものである。斯くの如くである故に、我國に於ける公民權は、之を二部に分割するを得ないものである。而して公民の責務に至つても亦重複にして直接である。即ち我聯邦制度に於ては州法律の違反に對する刑罰が直接に犯罪人の頭上に及

ぶものである。服従の義務に至つても、亦之と均しく、總て合衆國の人民は聯邦の法律に服従するの義務を有すると共に、其の所屬州の法律にも亦服従しなければならぬ。是を以て我國人の公民權は、聯邦政府及び州政府に對して、共に直接の關係を有するものであつて、凡そ公民たるものは、合衆國政府の權力に對して直接關係を有するものと均しく、其所屬各州の權力に對しても亦直接關係を有するのである。

合衆國の人民は、諸外國の人民に比するに、一處に永住するの程度は稍々低いやうである。而して此住居を變移することの多次なるの習慣は、一州より他州に公民權を移すの法を容易ならしめた。即ち甲州の人民が乙州に轉住して僅少の歲月を閲する時は、直に該州に於いて、公民權を有することを得るのである。但し斯く甲州より乙州に公民權を移す場合に於ては、其の合衆國に屬する公民權は、毫も變動を受けぬのは勿論である。又選舉權を得るに必要な住居

の期限は、州の異なるによつて、或は三ヶ月とするものがある。或は二年六ヶ月とするものがあるといふけれども、多くは一ヶ年を以て其常例とする。

合衆國に於ける公民權の事に關しては、頗る曖昧混雜の點のあるを記憶しなければならぬ。蓋し我國の諸州に於ては、其法律を以て財産所有の權を外國人に與ふることが頗る多く、且つ外國人が歸化せんとするの意思を表示する時は、選舉權をも之に與ふるを吝まぬ。約言すれば眞實の肝要なる公民權を廣く外國人に與ふるを忌まなければ、本國人と外國人との間に明確なる區別を爲すことが甚だ困難であつた。勿論正式に歸化の手續を終らぬ外國人が、初め公民の特權を與へられた甲州を去つて其の之を與ふることを拒む乙州に轉住する時は、其甲州に於て公民權を得た故を以て乙州の之を拒絶するのを不當であると争ふを得ない。合衆國の憲法は凡べて各州の公民は何れの州に於ても公民の總ての特權及び免許を得べきことを規定するといふけれども、正式の公民權は獨り聯

邦法律を以て之を與ふるものであつて、此正式の公民権を有するものに限つて、何れの州に轉住しても常に公民の特權及び免許を得べきものである。特に選舉權は、各州が隨意の條件を以て之を人民に許與するを得るの特權である。けれども其條件なるものは、決して民主政治の本義に牴觸するを得ないものである。

歸化

歸化とは外國人が公民権を獲得することをいふ。統一的歸化法を規定するの權は、聯邦憲法を以て之を聯邦國會に與へたれば、諸州は歸化法に關しては任意の歸化を許すを得ない。但し外國人に公民の特權を與ふるの一事に關しては、不思議にも諸州各々隨意の條件を以て單獨に此の權を外人に與ふることを得る。合衆國歸化法の規定した所を按ずるに、凡そ外國人民であつて、合衆國の公民と爲らんと欲するものは、此に住居して其公民権を使用せんとする州若く

は屬地の裁判所に公民證書の下附を出願しなければならぬ。此公民證書は、則ち其の法律上の公民たるを明示する正式證券である。此公民證書を得るに先つて、外國人は、爾今以後從順にして忠實なる公民となり、且つ其の貴族なる時は以後貴族に屬する一切の權利を放棄するの宣誓を爲すを要する。又此の公民證書を得るには、合衆國に五年以上住居して、證書下附を出願した裁判所の所在地、即ち爾來其公民権を使用すべき州、若くは屬地に少くとも一年以上住居したものであらねばならぬ。之と共に右證書下附出願に先つ少くとも二年前に於て、外國人は所在裁判所に於て其歸化公民と爲るの意思があることを誓言しなければならぬ。

丁年に達する三年前に合衆國に來た外國人は、右歸化公民たらしとするの意志のあることを誓言するを要しない。外國人にして正當の式に依つて、右歸化公民の誓言を爲して、未だ公民證書を得るに及ばずして死去したる場合は、其

の寡婦及び未丁年の子は唯相當の時に於て必要の公民宣誓式を行ふのみで、直に公民と爲ることを得るのである。又歸化外人の子で合衆國に現在して、初め其父母が公民の宣誓式を行つた時に二十一才以下であつたものは、父母の歸化によつて自然に公民となることを得る。

獨乙に於ても亦、外國人に公民權を附與する諸條件は聯邦法律に依つて規定せられる。然るに瑞西に於ては完全なる公民權は唯カントン（郡）の法律に依つてのみ附與せらるゝのである。尤も此國に於ても、歸化の事は聯邦法律に依つて規定せらるゝものであることは、既述した如くである。けれども、歐洲諸國に於ては合衆國に於けるとは異つて、歸化に屬する難問題は遙に少いのである。蓋し全世界よりの移民が合衆國に流入するが如くに歐洲諸國に向ふことがないからである。

合衆國に國民的歸化法の存するのは、我合衆國政府が通常の聯盟國政府と實

際政治上の面目を異にする所以である。蓋し通常の聯盟國に於ては、之を組織する諸州が直に唯一の聯盟公民であつて、一個人に取つては所謂聯盟公民權なるものがない。夫れ然り、是を以て斯る状態の下に於ては、一個人が一州より他州に其公民權を移すのは、全く諸州間の國際的禮儀に依つて行はるゝもので、法律上の制裁のないのは、恰も諸州が毫も共同の法律に依つて羈束せらるゝ所がないやうである。

諸州の中央政府

諸州政府の組織及び權力は、全く諸州の成文憲法に基く者で、吾人は人民の憲章と稱することを得る。然り而して聯邦政府は、原初の十三州の政府の典型に準據して之を構成せしめたのは、余が已に前節に於て説いた所であるが、政府の組織及び權力の成文憲法に基くが如き、亦諸州政府が範を聯邦政府に與へ

た一點である。即ち諸州の政府も聯邦の政府も、共に均しく人民若くは其代表者が明示せる同意を経た根本的法律即ち憲法に基いて其組織及び權力を定むるものである。

熟々諸州に於ける中央政府の組織を観察するに、總べて全體の面目に於て甚だ相似た所がある。就中三權鼎立の制即ち立法、行政、及び司法の三部が全く分離して同等の位地に鼎立するが如きは、諸州の間に最も相似た制である。而して諸州の憲法を以て、三部の分離及び組織を定むることが特に詳密であるのは、聯邦憲法を以て聯邦政府の組織權力を規定するに遠く優る所がある。

州議會——其權力

諸州の憲法は、聯邦の憲章を以て之を諸州に與へざる種々の權力の行用を規

定して、聯邦憲法の定らぬ所を補ふのである。而して之を極言するに、諸州の議會は聯邦國會に屬しない總ての立法權を有するものである。けれども此一言は未だ以て諸州議會の説明を悉したものでない。其理は他でない。斯の如く聯邦國會に屬せざる立法權は、總て皆諸州の議會に屬すと謂ふといふけれども、更に一方より之を観察する時は、諸州の憲法は合衆國憲法と同じく、其議會の上に或嚴重なる制限を存する所があるからである。即ち或種の權力は、全く之を議會に拒絶した。而して此種の權力は、我國の制度に於いて之を行ひ得るの機關がなく、聯邦國會も諸州議會も共に之を行ふを得ないものである。例へば一個人若くは一階級の人の專有に屬する政治の特權、若くは特許を與ふるの權の如き、或は世襲の特權若くは榮譽を與ふる權、及び人民の生命、財産、自由に於ける平等の權利を削減するの權の如きは是である。但此等の權は憲法を以

て之を禁じないとしても、議會たるものは決して之を行はぬであらう。否、之を行はんと欲せば、必ず輿論の反對を受けて、其地位を失はなければならぬ。蓋し共和政治の主義は、英國に於て大憲章の發布せられてから、我歴史に於て熱心に經營せられ、現今に至つては我國民が一般に之を尊重愛護するのである。されば假りに之を否認するの法律を立てても、一年間其效力を維持することの出来ぬは勿論である。立法者たるものにして、一たび此主義を蹂躪して以上の如き権力を行ふことがあらんか、議員選舉の場合に於て再選を拒絶せらるゝや甚だ明かなれば、其此等の権を行ふことのないのは智者を待つて後之を知らぬのである。左れば此等の制限を憲法の上に存するは、唯共和主義の熾烈に對する反動を拒ぐ爲め之を設けたるに外ならぬのである。

州議會會期の制限及び其他の制限

諸州の憲法は又、以上の制限と全く其性質を異にする制限を議會の上に置いた。此等の制限は、議會に屬する正當の権能の上に特に之を置く者で、其基く所は、議會に對する不信任に在る。即ち議會の徳義に信任を缺くでないとしても、多少其知識に不信任を懷いて、其権力の誤用を防がんとするに在る。是に於て諸州の憲法は、議會が偏私の法律を制定するを禁じて、之をして總ての人民及び總べての場合に通じ公平均一の適用を得るの法律を制定せしむる。此外諸州の憲法は、多くは議會の會期を制限する。例へば議會は二年毎に之を召集して、州の知事が特に臨時召集を爲すか、或は議會の三分の二若しくは五分の三の投票に依つて定期議會を延長するが如き、特別例外の事情に由らなければ、議會の會期は、一定の日數を越ゆること能はずとするが如きは是れである。諸

州憲法の多くは、又立法の手續方法に關して詳細の規定を設け、議會をして放
慢なる行爲なからしめる。例へば、會期中一定の日限以後は議案の提出を禁ず
るが如き、或は又議案の一般の形式を規定して、一件を以て一議案と爲し、同
一議案の中に二件を包含するを禁ずるが如き、特に又討議の方法を指定するが
如きは、即ち是である。

其他の制限

以上の外、立法上の規定にして議會の管轄外に在るものがある、即ち吾人が
前節に於いて觀察した如く、憲法以外の規定にして、而も憲法の中に包含せら
るゝものである。例へば或る種の財産は私債の爲めに之を差押へるを禁ずるが
如き、若くは其の他の禁令の如きは是である。而しく斯くの如き規定を憲法の
中に包入するのは、已に前節に於て説明した如く、此等の事に於て立法部の干

渉を回避せんとするに在る。是れ一個の權利法典と其類を同うする間接の制限
である。之に加ふるに諸州の憲法は又、法人團體法の適用は正式の行政上の方
法に由つて裁判所に於てすべき規定を設けて、議會の法人團體創立に關する權
力を制限する。而して法人團體を組織するの請願は、裁判所に向つて之を提出
するものである。

諸州議會の會期は互に異同がある。或は之を四十日に限る者がある。(コロラ
ド州及びジョージア州)。或は九十日に限る者がある。(メリイランド及びヴァー
ジニア二州)。けれども通常六十日を以て會期と爲すものが最も多いのである。
但し原始十三州の中、四州を除くの外、自餘の九州は、總て議會の會期に制限
を置かない。是れ特に記憶しなければならぬのである。又右十三州の内八州は
特別の場合若くは特別の一個人の爲めに特別の規則を制定するの權を其議會に
禁制する。是即ち偏私的特別法律を通過するの權を、全部若くは一部に於て制

限する主旨に出たのである。然れども廣く諸州に通じて之を觀察するに、議會の上に最も嚴密の制度を置くことの最も多いものは主として新諸州であるを見るのである。

州議會は主權體にあらず

以上叙述した所に因つて之を觀れば、諸州の議會は決して主權體でなくして所謂主權は人民に存するものである。而して諸州の政府は之を一種の組合と見做す時は、吾人の見解は稍々明確なるを得るであらう。其議會は憲章に由つて與へられた權限内に行動する一個の立法體にして、此憲章の規定に依つて多くは嚴密の制限を受くるものなるや明かである。唯夫れ斯の様な事實がある。是に於てか、我國の制度に於ては裁判所は實に他に比類を見ざる有力の位置に居り無雙の權能を有して、憲法の公解者、即ち帶權的公解者となつて、總て立法上

及び行政上の行爲は此解釋に適應すべきものである。

立法部の組織

各州の議會は總て二院から成る。元老院及び代議院である。而して諸州の最も多くは元老院議員の任期を四ヶ年として、二年毎に其半數を改選して、代議員の任期を二ヶ年とする。斯くの如く諸州の議會は上下兩院より成るといふけれども、聯邦國會の元老院と代議院とが其性質を異にするが如くに、二院が必ずしも其性質を異にするものでない。吾人が已に之を觀察せる如く、聯邦憲法の制定者は聯邦國會の基礎及び性質を定むるに於て、其範をコンネチカット州に取つたもので、當時コンネチカット州議會に於て、其一院は該州の組成單位たる各町邑を代表して、他の一院は直接に人民を代表するの制である。然るに今日に至つては、コンネチカット州といふけれども、此の制度を廢し、其他殆

ど凡ての州は、上下兩院に於ける代表の制は直接に州内の人民を以て基礎として二院共に直接に人民を代表するものとなつたから、上院と下院との差異は單に議員の多少のみとなつた。即ち下院に比して上院は議員の數が稍々少いのである。一例を舉げて之を説明すれば、州内の各部は下院に數名の代議士を出すことを得るけれども、上院の議員を選挙するに於ては數郡を合して一選挙區となして、一名の上院議員を出す如き、以て上院議員の數の下院よりも少いことを知るであらう。

諸州議會が二院制を採るの理由

以上述べた如く、諸州の議會は二院制を採るといふけれども、聯邦國會が二院制を採つたが如き理由のあつて然るものでない。聯邦國會が二院制を採る所は、一方に於ては合衆國人民の意思を代表して、他方に於ては聯邦諸州を代

表するに在る。諸州議會が二院制を採る所以は、只立法事務の慎重を期するに在る。之を詳言すれば、直接に人民の選挙に出で、殆ど同一の選挙區を代表する。同等の二院をして凡ての法律案を審議せしめて、殆ど全能の一院に法律案を議定せしむるの弊害、即ち一院が往々過激輕率の立法を爲すの弊害を避くるに在る。されば諸州が二院制を取るは政治の原理に關係するものでない。唯立法手續の鄭重を圖るに在ると謂ふも強ち誣言ではないのである。

けれども我が聯邦諸州議會が二院制を取るの理由は、爾く簡單なる説明を以て満足すべからざるものがある。何となれば其の中自ら歴史上の理由と深思熟慮せる人爲上の理由とがあるからである。而して歴史上の理由は之を説明する事は難しくない。即ち諸州議會上院は古の植民地知事を助けた所謂評議會に其源を發して、現今に於ては其主義とする所は大に古とは異つたといふけれども上院の起源は即ち古の評議會たるや明かである。然り而して古の植民地會議即

ち右の評議會たる、元行政部より出で従つて行政部の一部であると云ふべきも、今日の上院は人民より發生したものであるは勿論である。是即ち人爲上の理由があると云ふ所以であつて、現今の制は英國の制度に模倣した點がある。抑も今より一百年前に當り、世界に於て自由の政治を布き強大なる自由政府を有したものは獨り英國であつて、加ふるに我が合衆國の母國は英であつた故に、獨立の時代に於て我國の憲法を制定した政治家が、英國々會組織に其範を取りたるは自然の數と謂ふべく、英國々會の組織は、爾後凡て自由政治の國に於て専ら流行するに至つたのである。革命時代に於ける我國の政治家が英國の制度を模倣したるは明かであるけれども、更に又他の古代の制度を參考にした所は疑ふ事は出來ない。即ち古代の二大國民(希臘、羅馬)は兩個の立法院を有して、立法部の二院制度は古今に通じて共に行はれたものであつた故に、之を見て自然の制度だと信じたるは、蓋し當時の政治家に取つて免れ難い所であつたのである。

歴史上の先例

希臘人、羅馬人及び英國人は、共に其始めに強大なる一院の立法院を有したるは勿論である。即ち當時社會の貴族若しくは長老を代表する一個の元老院があつて、國王を助け、政治を行ひ、其議員の爵位若しくは權勢の爲め國勢指導の權力を有した。而して此三國に於ては、歴史上の變遷より遂に人民を代表するの立法部を生ずるに至つた。是に於て庶民院は或方法によつて前の貴族院と同等の位置に登り、貴族院及び庶民院を以て國家の立法部となすの制は充分に發達するに至つた。我國の政治家が、英國の立法部を模範として、我國立法院の組織を定めたるは、實に此上下兩院が同等の位置を占めた時に在る。換言すれば英國の立法部が大變化を來し、立法の實權は凡て一員即ち庶民員に歸するに

至つた前に於て、我國の政治家は英國立法部の制を採用したのである。但し此大變化は希臘及び羅馬の立法部に於ても亦起つたものである。

元老院及び代議院議員の任期

我合衆國の舊諸州に於ても元老院及び代議院議員の任期に關する法律は新諸州の憲法に比するに頗る異同がある、例へばマサチューセツツ州、及びロードアイランド州に於ては兩院議員の任期共に一年であるが、ニュー・ジャージーに於ては上院議員の任期は三年であつて、議員の三分の一は毎年下院議員の選舉の時に於て之を改選し、下院議員の任期は即ち一年である。但し其他の諸州の多くは上院議員の任期を二年となして、下院議員の任期と同一ならしめ、獨りルイジアナ州に於ては、上院議員と同一の任期を下院議員に與へて、共に四年となした。

議員の名稱

議會下院の名稱は諸州の間に多少異同がある、ニュー・ヨーク州に於ては之をアッセンブリーと稱し、ヴァージニアに於てはハウス・オブ・デレゲーツと稱し、ニュー・ジャージーに於てはジエネラル・アッセンブリーと稱する。此の名稱は諸州の多くは上下兩院を合稱する時に之を用ひる。

議員の資格

上下兩院の議員となるの資格は諸州の間に頗る異同があるといふけれども、その大體の主義とする所は必ずしも大差があるのではない。例へば諸州一般に議會の議員たるべき者は公民たるを要し、又諸州の多くは其州内に住居するを要し、更に又其選舉區の住人たるを必要とするものがある。又兩院の議員は一

定の年齢に達するを必要とすることは、殆ど諸州が皆同一である。而して之を要するに、議員資格の異同があるは、唯議員の年齢若くは選挙前に於ける公民権及び住居を有する年月の長短等に關する通則であつて、肝要の主義に至つては實に大差がないのである。上院議員資格の爲に要する最低年齢は二十一歳乃至三十歳であつて、下院議員の最低年齢は二十一歳乃至二十五歳である。諸州に於ける年齢資格の異同は概ね斯の如くである。

立法上の手續

諸州議會の組織及び立法の手續は、聯邦國會と其一般の規則を同うするのである。即ち代議員は議長が之を整理して、議長は議院が自ら之を選挙する。元老院は一般に副知事を議長とする。副知事の諸州政府に於けるは、恰も合衆國副統領が聯邦政府に於ける位置と相同じいものであつて、即ち副知事は知事の

臨時代理となるものである。

常任委員會

諸州の議會は行政部より全く獨立して、従つて其指導者を缺くの形があるので、常任委員會なるものを設け、立法事務の一切の準備は之に委任して、常任委員會は議會の時間及び決議に關して、殆ど疑ふべからざる監督權を有する。余が前節に於て説明した如く、原初の諸州議會は聯邦國會に其典型を與へたもので、此等諸州の議會及び新諸州の議會は、當時英語を用ひる國民の間に行はれた國會制度に準據して、共に皆最初の組織を維持し、主要の點に於て聯邦國會も諸州議會も共に同一の發達を爲し、其漸く發達するに従つて、常任委員會に委任することが益々多かつた。

諸州の中で或は憲法を以て其議案を常任委員會の審査報告を得ない時に、何

等の議案と雖も之を議決するを得ないことを規定するものがある。

選挙権

兩院議員の選挙権は、諸州に於て凡て憲法上の規定を以て年齢二十一歳以上の公民男子に之を與へる。諸州の内では或は又内國人に之を與ふるに止まらずに、外國出生のものでも、年齢が二十一歳に達して、合衆國歸化公民とならんとするの意思を表示し、且つ州内に住居する時は、則ち之に選挙権を與ふるものがある。又各州の中で若干は、一定の年齢に達した公民男子及び州内の住民には凡て選挙権を與へる。殆ど凡ての諸州の法律は、選挙権を行ふ前の一條件として、選挙に先づ一定の年限間が其州に住居すべきことを要求する。(此年限は短いのは三ヶ月より長いのは二年半に至る)。諸州の中で多くは又、選挙権を有するには此権を行ふべき郡内に於て一定の年限間住居することを必要とし、又選

挙區に於て一定の年限間住居するを必要とするものがある。加之諸州の内一定の納税を選舉人に必要とするものがある。但しロード・アイランド州及びサウス、カロライナ州を除いては、何れの州でも、正格に所謂財産制限を必要としない。サウス・カロライナに於ては、選舉人は讀み且つ書き得る能力を有することを必要とし、而して若し此能力を缺く時は、少くとも三百弗を有する事が必要である。

コンネチカット、デラウエア、マサチューセッツ、及びミシシッピの諸州に於ては、選挙権は州憲法及び州法律を讀み得る者のみに附與せられる。無論犯罪人及び瘋癲白痴者を選挙人より除外するのは、全國を通じて共通である。フロリダ州に於ては、選挙を宛てに賭博する者を排斥することすらある。フロリダ州に於ては斯の如き選挙上の賭博に關して、當該賭博の標準となつた一選挙に關して當事者の投票を無効とするのみでなく、犯罪決定宣告の上は、其者

より一切の選舉權を永久に褫奪することに依つて之を責罰するものと定められる。又若干の諸州は決闘者に選舉權を附與することを拒ばむのである。大抵の諸州に於ては、選舉に際して、被選舉者が單に最大多數の投票を贏ち得たのみで當選するものと定められる。けれどもヴァーモント、ロード・アイランド、及びコンネチカットの諸州に於ては、被選舉者は單に最大多數の投票を得るに止まらずして、事實上選舉を行つた人々の絶對過半数の投票を得なければ、當選することを得ない。

婦人は若干の諸州に於ては、學校行政當局者の選舉に参加する特權を附與せられる。又若干の諸州は都市吏員の選舉に關して婦人の參加權を認める。而して又大抵の諸州の憲法は選舉權を男子にのみ限る事を宣告するを常とするけれども、コロラード、ワイオーミングの諸州は、一切の選舉に關して婦人にも選舉權を附與する。(譯者曰。原著の就つた後、婦人參政權を認むる州の數は大に増

加して、現今に於ては、コロラード、アイダホー、ニター、ワイオーミング、ウオッシュントン、キャリフォルニア、オレゴン、キャンサス、及びアリゾナの九州は、婦人に選舉權を附與して、其他にも單に學務吏員の選舉、若くは公債吏員の選舉に關してのみ婦人に選舉權を與へる州は十餘ある。又ニュー、ヨーク州は、或る條件の下に財産を有する婦人に對して、課税に關係のある町村選舉に参加することを許した)

投票用紙は各州を通じて投票の具として採用せられる。而して大多數の諸州は現今に於ては、所謂濠州式投票制を採用した。此制度に依つて各投票者は投票用紙記入及び投函に關して、絶對的秘密を確保せられるのである。

近代政府

古代の國家は財産に關して全能の權力を行つたが、近代の政府は之と大に相違する所のあるは、吾人の私かに喜ぶ所である。而して吾人の最も趣味のあるを覺ゆるの點は、右國家の財産に於ける關係上、古今の相違は、權力上の相違でなく、政策上の相違であることである。抑も人民の參政權を支配するに於て政府は如何なる程度にまで進行すべきものであるかの問題は、各國の政府に取つて主義上の問題にして、之を決定するには各自の良心に問はなければならぬ。而して賢明の政府ならんには、政治上の歴史を考證して其當否を斷すべきである。但し古代政府と近代政府とを問はず、凡て政府は或方法、或程度に於て財産上の規定を爲すは、遂に避くべからざるものである。今夫れ古代の國家は最後の財産所有者であつたものとすれば、近代の國家は總ての財産に於て最後の

相續者であると思ふべきものであつて、凡て國內の財産にして之を相續し、所有すべき正當の権利者を欠く時は、それは最後に於て國家の所有に歸すべきものである。又近代の國家は、古代の國家の如く、完全なる成年者の財産を管理することが無いけれども、瘋癲、白痴者、若くは未成年者の爲に財産を管理することは則ち之である。古代の國家は奴隸及び其の賣買を監督したが、近代の國家は此の權能を行ふに於て古代の國家に一步も譲る所なく、奴隸及び其の賣買を廢した。古代の國家は財産の相續若くは遺贈に關して種々の規則を定め制限を立てたが、近代の國家も亦之に毫も譲る所なく、相續若くは遺贈に關して種々の制限及び規定を爲した。故に或は近代政府が人民の財産私有權に於ける過度に干涉若くは有害の干涉を廢したるを見て、政府の主義即ち良心よりは、寧ろ行政上の困難に基くものと爲すを得るであらう。人民の財産權を規定するは、國家政府の本性に於て到底免るべからざる所で、唯政策上、之を規定する

程度に多少繁閑の差異を生ずるのみである。左れば政治家たるものは、財産上に於ける國家の職掌を以て、政府の必然の職掌の一に位するものと見做さなければならぬは勿論である。

國家と人民の政治的權利

政治的權利の規定に關する政府の必然的職掌の範圍内に於ける古今の差異を研究する時は、以上の所説と同一の定説をなすことを得るであらう。換言すれば、古代國家の人民の身分と近代國家の人民の身分との相違を觀察する時は、古今の差異は、權力上の差異でなくして政策上の差異なることを覺悟すべきである。即ち此點に於ても古代と今代との差異でなくして、其主義及び慣行上の差異である。近代の國家といふけれども、古代國家と同じく、往々にして吾人の所謂人民の政治的特權（吾人が選舉權と稱するもの）を制限することの最も嚴

酷なるものがある。又古代の國家と同じく、奴隸制度を採用したるものもある。或は又、專横の命令を人民に下し、若くは收斂を恣にするものがないではない。けれども更に一方より之を觀察する時は、近代の政府は斯の如く專横暴恣なるものがあるとしても、古代希臘羅馬の政治に於けるが如く、人民をして全く國家の爲に生存し、國家の用に服従するの外、其身のあるを知らざらしむるが如きは則ちないのである。古代希臘及び羅馬に於ては、其人民は絶對的に全く國家に屬したものであつて、其都市即ち國家の要求に對しては、全く其身なく、總て人民の權利なるものは其生母即ち其國家の恩賜なることを自ら承認したものである。是を以て此權利は、現代に於けるが如く、法律に依つて之を享有したるものであるといふけれども、此法律なるものは單に國家の意思其のものであつて、現今吾人の憲法に於て之を了解するが如く、國家の意思を制限する所以のものが存在しないのである。故に古代の希臘人若くは羅馬人は慣習より成

れるものを除く外、所謂自由の主義なるものを知ることがなく、彼等の自由といふものは事物本然の自由であつたのでない。換言すれば、それは抽象的個人主義の自由でなくして、歴史上、習慣上に成つた自由である。而して其主義原則とする所は、總て古來の先例、故習であつたものである。斯の如く古今に於て其主義原理とする所は大に異つたといふけれども、而かも人民の政治的權利を規定するに於て、古代國家は近代國家に勝るの權力を有したものでない。是亦吾人の記憶しなければならぬ所である。

國家の便宜的職掌

國家は政治的理論の變化の爲め實際の職掌を減じたことが甚だ尠いとは、前節に國家の必然的職掌を講究するの際に、古今の實例を擧げて之を説明した所であるが、國家の便宜的職掌に就ても亦、以上に余が例示した必然的職掌に於

けると同じく、實際の職掌は理論の進歩の爲に減じたるものが甚だ尠いとの説を立つることを得るのであらう。蓋し國家の便宜的職掌の範圍内に於て、現代の國家は古代の國家に比して大に其職掌を減じて、必然的職掌の範圍内に於ては、國家の職掌古今多く異なる所がないであらうと思惟するのは強ち無理ではない。けれども實際に於ては、斯の如き區別の存することなく、現代の政府と雖も、時勢の要する所、經驗の許す所は何等の職掌でも之を遂行するを憚らぬ。故に現代の國家は古代の國家と全く同一の職掌を行はぬとしても、之と其種類を同する職掌を行ふは、斷じて疑ふ事の出来ないものである。余は今説明の明晰を慮り、前節に列舉した便宜的職掌の目次を追つて、此理を説明せんと欲する。

商業に關する國家の職掌（其一）

古今東西の國家は舉つて皆商賣貿易の事を規定した。歴史上最も古い時代に

於ても、商賣貿易の事を規定するは實に政府の生存に必要缺くべからざるものであつた。古代に於て權勢を立てんことを要めたる社會にして、克く獨立の生存を維持し、自家の發達を爲すを得べき唯一の方法は、離群、索居、全く孤立の生活を爲すに在つた。商業なるものは元來交際を意味して、交際は傳染、腐敗を意味するものであれば、社會の性格を陶冶し結合を成就せんとするには、必ずや交際を避けなければならぬのである。古代の希臘、羅馬等の所謂古典國家は一旦此境遇を経過し、而して後始めて商業貿易を爲すの境遇に入りたるは勿論である。是に於て此等の國家は商賣貿易の事を規定するに至つた。而して其理由とする所は、近代の國家が之を規定するの理由と異なる所がなく、他の競争に對して商業上の利益を保護し、若くは國家の財政上の必要を充たさんとするに在つた。アゼンス、スバルタ、及び羅馬は又其人民に充分の穀物を得さしむる爲めに穀物の賣買を規定した。中世紀に於ては、封建小諸侯の鬭争若くは強

奪等が商業に非常の妨害を興へ、唯自由都府が軍備的聯盟を成して、南北の大市場間に通ずる商路を警衛した處を例外としては、商業は自由に行はれなかつた。中世紀より近代に移るに際して、政治家の商賣貿易に干渉することが、猶ほ古來これを規定したると異なる所がない。而も當時の政治家は重商主義の政策に従つて、商賣貿易を規定したものであつた。然るに現今では、更に國家國民の利益と言ふ觀念に基いて商賣貿易を規定するのである。

労働に關する國家の職掌 (其二)

國家は古來労働の事も常に之を規定した。希臘及び羅馬に於て手工上の労働及び耕作は概ね奴隸に之を委ね、而して國家の法律は無論、奴隸の制度を規定した。中世紀に於ては農業でない、従つて封建君主に隸屬せぬ労働は、都市に之を見ることを得たが、都市に於ては労働は組合制度の複雑なる規則に依つて

支配せられた。商業及び其他同様の産業も亦然りであつた。又英國の如く労働が封建君主の嚴酷なる使役を半ば免るゝを得た處に於ては、國家は労働條例を設けて、一定の住處、一定の賃銀を以て労働者を拘束した。曰く、『田園労働者は現在の處に永住して、一定の賃銀を限つて之を受けよ』と、是れ國家の命令であつた。而して表面上に於ては過去の労働規定は、現今各國の政府が方に試みつゝある労働規定に比較する時は、甚だ臆病で且つ幼稚なるが如しである。抑も近代産業の發達が甚だ熾なるや、爲に古來の面目を一變したが、國家が労働の上に及ぼす職掌の眞正の性質は、之が爲めに益々明かなるを得るであらう。今表面より之を觀れば、社會の産業の増長するに従つて、國家が産業者の利益を保護する爲め之に干渉するの程度が益々大に赴くは一般の通則なるが如しである。けれども更に之を熟察すれば、國家が労働を嚴格綿密に規定せんとするの傾向は夫の人民を以て國家の機械と爲し、小兒と爲して、労働者は即ち奴隸で

あつたアゼンスに於て強盛であつた如く、國家を以て人民の代理機關と爲す英國に於ても亦甚だ強盛なる様である。

會社制度の規定(其三)

國家の會社制度を規定するは、近代の國家が産業の制度を規定するに當り、新に起つた現象にして、古來の政府職掌目錄に、又更に一職掌を加へたものと謂ふべしである。

國家と土木(其四)

國家が道路を管理するの事は、歐羅巴に於ては羅馬人を以て其嚆矢と爲すのである。羅馬人は軍隊を動かすの用に供するを以て道路第一の目的と爲し、商賣貿易を通ずるは其の第二の目的と爲した。之に反して現今に於ては、商賣貿易を通ずるを以て通路の第一の目的と爲し、軍用の目的は第二であつて、軍馬

鼓螺の聲を以て商賣貿易を阻碍する時に於て、國家は始めて之を軍用に供する。故に道路開設の事は政府の必然的職掌を以て始まり、後、便宜的職掌を以て終るものと謂ひ得るであらう。けれども他の土木即ち羅馬の水道、劇場、及び浴場の如き、又現代の内地改良事業の如きは、同一の論法を以て之に適用するとは出来ぬ。何となれば、此等の事業は羅馬人が鰥者に税を課した如く、政府必然の政治的職掌でなくして、唯社會の目的を助成進捗するの一方に過ぎなかつたからである。蓋し當時の羅馬人より之を視れば、社會は全體として一個人を成すものであつた故に、其廣大なる範圍に縦横の道路を通じ水道を設けて、毫も其勞資を憚ることなく、河川を浚へ、橋梁を架し、其他種々の方法で其軍備、商賣を便利ならしむるは國家の義務であるとしたのである。近代の國家は政府の社會に於ける關係に就て古代と大に其思想を異にする所があつたけれど

も、其實際の行爲に至つては、必ずしも古代の國家と大差異があるではない。若し夫れ近代の國家が往々にして、鐵道を私立會社に放任するが如きは是れ便利に出でたるもので必ずしも國家的良心の本然の主義に出でたものではないのである。

社會の便利に關する國家の職掌（其五）

以上の説は、近代の國家に於て交通の機關となれる郵便、及び更に近代に起れる瓦斯製造、并に最近代に行はれた電信事業の場合にも亦之を適用することを得るであらう。即ち近代の政府も古代の政府に毫も譲る所なく、敢て社會の便利を計圖する職掌を斷行して憚る所がないのである。

衛生事務（其六）

近代の政府は羅馬の政府と均しく、旅店、浴場、溝渠、及び娼家を警視して衛生事務を管する。之に加ふるに病院を建設し、飲水を供給し、其他種々の事務を管掌して社會人民の健康を保衛する。

教育事務（其七）

現今の教育制度は古代の制度に比較するに甚だ周匝である。但し現今に於て吾人は人民を以て國家の奴僕以外の者と爲し、主として人民其者の爲に之を教育する。是れ古代と異なる所である。

濫費放逸制限規則

人民の消費を制限するの法制を立てるに於ては、古代の國家は疑もなく近代の國家に超えた。近代の國家は人民を謹慎の人と爲らしめ、若くは放縱の人と

爲るを防ぐ爲めに、法律を以て人民の生活を制限する事は概ね之を廢した。但し吾人は現今一種の消費制限規則を設ける。我合衆國に於ては、嘗て神名に假託して人を罵詈する者に對して科料を課したこともあつた。

提 要

今政府の職掌を總括して之を言ふ時は、古代國家と近代國家との間に於て、政府の實際の職掌は古今相似たるものが甚だ多く、其の相異なるものが却つて少いのであらう。勿論近代の政府が、自ら其行爲を制限するは、何等の效もないではない。又近代に於て進化した政治思想は、政治上の重要な問題を決定するに於て、又、人類全體の進歩に於て甚だ重大な關係を有せぬと謂ふのではない。けれども、吾人が本章の終りに於て結論する所は、此ではなくして彼に在る。何か、曰く、國家が其實際の職掌を變革するは實際的知識を得た後に在

る。即ち永く歴史上の經驗を積み、然る後始めて其實際の行爲職掌を變改するものである。換言すれば、新理論は新經驗に隨ふものであることを知らなければならぬ。

政府の目的

本題の性質

政府の正當の目的は如何、是政治的議論の最も紛起する所であつて、亦最も政治的趣味の存する所である。凡そ世には種々の反對の説で各々一理を有するものがある。政府の正當なる目的は如何との問題を解釋するの説も亦種々あつて、皆各々一理ある故に、其是非を斷定するのは頗る困難の事である。而して此問題の最も困難なる所以は、正當なる解釋を之に下さんと欲せば、最も廣く古今の政治史を研究し、政治上の經驗を總括して得た知識を以て之を判斷するを必要とする點に在る。而して斯の如き完全の知識を得ることは、世の政治學者及び政治家の到底爲し得べき所でない。是に於て乎政府の正當なる目的を解

釋する説が紛々と起り、政治學の學說中最も反對説の多い問題と爲つた。

極端説

社會の事務に關して、政府の所管は何如。是れ論争の標的たるべき問題である。他語を以て之を言明する時は、政府の職掌は何如なるを要するかの問題である。此問題に答へるものに二派の極端説がある。其一派を放任主義を唱へるものにして、常に政府に對して『其手を放せ』『放任せよ』等の語を爲すものである。此放任主義を主張する學派は、警保事務を除くの外は、總て政府の職掌に對して嫉妬の念を懷き、政府を以て必要なる機關と爲すと同時に、之を以て必要なる害惡と見做す者で、苟くも人民の企圖施設を以て成就するを得べきものは一切之を人民に放任して、成る可く政府の職務を減せんとするものである。此放任主義に反對する他の一派は、極端の政府干渉主義を唱道するものである。

其言説する所を見るに、政府は總て人民の生活上に於ける一切の事務に於て、教導者と爲り、監督者となり、補助者と爲るべきものであつて、社會は全く政府に依頼して其生存を遂ぐべきものである。其干渉論者は上古、中古の歴史家の著書を讀んで國家の權力及び其恩に眩惑し、若くは社會主義の主唱者が巧みに想像したる社會共產主義の幻影に迷つて、國家は人民の乳母と爲ることを得と信するものと様である。以上は政府の行爲職掌に關する兩個の極端派を略説したものであるが、又其中間に位する種々の干渉是非論者がある、而して其説く所が各々程度を異にせるを以て、一々之を細叙するの煩に堪へない。

以上二説に關する歴史的基礎

政府の干渉を非とするの説、特に政府の職務を最少度に減せんとするの希望を表するの説は、之を辯護するの材料がないのではない。古來の歴史を按ずる

に、人民の生活及び事務に過度の干渉を爲す自由國家に與へて弊害を生じたる跡が歴々として見るべきものである。上古、國家の權力を全能と爲した希臘、羅馬の都市國家の政治を観察する時は、固より歎稱すべきものが多々ある。即ち其公共心に富んだ如き、若くは其有機的完全體を成したが如き、若くは共同の思想に準據し共同の行爲を目的として材能の士が相競うて國家の爲めに其技倆を採つたが如き、若くは其材幹の多種多様の方面に發露したるが如き、若くは其公德の觀念に富んだが如き、即ち是れ古代の國家全能の時代に於て見るを得た所である。けれども、古代全能の國家に於ては、此等の賞讃すべき點のあつたと共に、他の一方より之を観察すれば、種々の非難すべき點も亦甚だ少くなかつたことを發見するであらう。即ち國家が人々の家族的徳義を保持する所以の個人的生活の秘密を恣に侵害したるが如き、若くは各人の任意的選擇に放任すべき事務に迄干渉して、少數者を壓迫したるが如き、若くは國家組織の鞏固

を求むるに急にして、個人の獨立を傷害したるが如き、若くは其漫然として無思慮なる概括的判斷を爲したるが如き、若くは其の所謂輿論公議を過度に信用したるが如きは皆是れ古代全能の國家に在つて非難すべき點である。翻て之を按ずるに、希臘、羅馬等の國家全能主義を實行した國家であつて、現今吾人の私淑する所謂古人の自由を人民に許さんと欲したならば、必ず其固有の歴史と發達の順序とを甚だしく破壊したであらう。之に反して若し現代の吾人で、希臘、羅馬等の全能國家を模擬せんと欲せば、必ず吾人本來の發達の順序を攪亂して、上古の矮少國家の原始的様式に復歸せないよりは、決して之を爲し得ないのである。

又中古史を見るに、封建の制度によつて階級の區別が嚴格であつて、階級の間に激烈刻薄なる競争等の弊害がなく、人々相互に信任依頼して、社會の勢力を成したるは中古國家の状態であつて、而して又其羨むべき長所である故に、近

代の經濟學者中で或は之を再現せんと願望するものゝあるは強ち無理の事でもない。又、普露亞が嘗てホーヘンツォルレル王家の傑出した英王の治下に在つた時の歴史を研究する時は、夫の國家の干渉は一國の産業を振興するに於て大に利益を興へることが往々あるとの説の必ずしも虚妄無稽でないことを證明するものがないではない。けれども靜に之を考察する時は、假令封建制度は優秀であるとしても、又中古の組合制度は歎美すべしといふけれども、將又フリードリッヒ大王の保育的干渉主義は成功したとしても、政治、産業、宗教等の上で大變革を起した第十九世紀を經過した今日に於て再び之を施行せんとするは到底狂愚の見たるを免れない。假に是等往古の制度を今日に復興することを得たとしても、吾人は一方に於て其恩惠を受けると共に、他方に於て其弊害をも之を受けねばならぬのは、理の最も略易い所である。けれども古今の歴史を研究した學者は、何人でも國家の家父的干渉を非とする政治學派を端的に攻撃するを得ざるや亦明かである。

國家は有益にして必要なる社會の機關なり

國家は不正不當の干渉を個人の生活の上に加へることを得るといふけれども之が爲め國家其のものを以て本來の害惡——而も必要の害惡であると斷定するのは大に謬つてゐる。蓋し苟くも社會其ものが害惡ならざる以上は、國家も亦決して害惡でない。何となれば國家なるものは社會其ものゝ組織的實體となれるものであつて、而して國家が微かであつたならば社會なるものは、畢竟一個の抽象觀念たるに過ぎないからである。故に彼の社會主義者と言ふ名稱であつて、夫の偏狹固陋而も根本に於て謬説を懐ける極端思想家の一派に限られぬものとするれば、吾人は自ら稱して社會主義者と言ひ、自ら社會主義者となつて行動すべきものである。即ち社會的政治團體の善美にして、有益なる所以を固信

して疑はざるものである。抑も古今社會の歴史にして或るものを證明する所があるとするれば、それは第一に國家政治の人間に自然なることを證明せるものである。更に之を詳言すれば、政治の事は固と人類の天性に出で、血族の關係に起つたもので、人間に政治の事がある所以は、則ち其萬物の靈長たる所以を證明すべきである。蓋し人類を單獨の動物として之を視る時は、殆ど他の獸類に勝つべきの爪牙羽翼があるでなく、洵に憐むべきものである。故に人類の萬物の支配者たることは、團結を待つて初めて然るものである。果して然らば、人類の勢力は即ち團結一致の勢力であつて、其主權は其合同より生ずるものである。是を以て人心が如何に叡智であるとしても、社會を離れて毫も其力を施すことが出来ない。社會の外に出で、優者たることが能はざるのである。而して政府は即ち社會の實體なれば、社會其ものゝ苟くも害悪ならざる以上は政府も亦決して害悪でない。何となれば政府は社會の必須機關である故である。

是故に凡そ何等の方法を問はず、苟くも政府の機關に由つて社會の完全を圖り得べき方法、若くは個人的權利と國家の公務とを適當に調和適合することを得べき方法、若くは個人の發達を以て社會の發達を助成することを得べき方法は、勉めて之を探索し、一たび之を發見した時に益々其進歩を圖るは社會の幸福を増進せんと欲する志士仁人の最も勉めざるべからざる所であると謂ふ可きである。此の如きは真正に同胞を愛する人士が滿腔の高尙なる熱情を以て賛成を表すべき社會主義である。

社會主義及び近代的産業組織

現代に於て吾人が社會主義者といふ偉大なる名稱を以て呼ぶ人々の一派が熱心に主張する所は、吾人が素より之を了解することの出來ぬではない。加之、多少之に同情を表する所がないではないのである。抑も社會主義者が熱心に唱

道する社會改良の方法及び社會改造の成案に如何に誤謬の點があるにせよ——其等の最も多くは、兒童の嗤笑を招くに足るものがあるにもせよ——其目的とする所は正理に適ふものが全然ないといふことは出來ない。蓋し社會主義は各個人の利益と社會一般の利益とを融合し以て社會と個人とを全く調和せしめんとするものであつて、而して其の之を遂ぐる所以の方法とする所は一種の協力法であつて、即ち社會の人民をして相互に助けしむるに在る。且つ又、社會主義者が私利私慾を専らとする不正不當なる個人主義を排斥するものである。而して今代の所謂、個人主義なるものには、種々の嫌惡すべき點のあることは何人も認むる所である。蓋し近代の産業組織は自然的競争を廢止に歸せしめて、獨り少數者をして多數者を壓せしめ、富強者をして貧弱者を壓せしめ、優者は頻に聯合を組織して恣に種々の事業を獨占し劣者をして到底之と自然の競争を爲すことを能ざらしめる。是に於てか『之を有するものには、尙ほ且つ與へよ、

之を有せざるものよりは其既に有する毫厘の微と雖も之を奪なければならぬ』といふ宗教上の法則は、實際に於て最も卑陋なる唯物的意義に解釋せられるに至つた。畢竟するに近代の産業組織は大に自己主義を増長して、人間の愛情、同感等の美德を傷害して、且つ、自然、自由の競争をも頗る之を阻害する嫌がある。故に社會主義者は大聲疾呼して曰く、『凡て社會の人民をして等しく社會の命令に服従せしめ、等しく社會的協力の大法を遵奉せしめて、一切の競争を驅除せよ』と。然れども斯く呼ぶ社會主義者も亦誤謬に陥つてゐる。何となれば社會人民を荼毒するものは、真正なる自然の競争でなくして不正の競争だからである。換言すれば、それは競争の本性、實質なくして、唯其假面、虚形のみを存する似而非競争だからである。

折衷説

正路は兩極端の中間に介在する。社會主義者が計畫せる方策は、社會の承認採用を得ざるは固より明かである。而して政府をして干渉を極度に行はしめて完全に個人を束縛せしむるの方策にして社會主義者の方策に勝るものは、遂に之を工夫すること能はざるのである。是に於てか、折衷主義の方策がなければならぬ。即ち一方に於ては各人に個人的發達を遂げしむるの自由を與へ、他方に於ては此の自由を賊する競争に對して之を保護し、以て個人の發達と社會の發達との調和を計り之をして毫も相牴牾衝突する所なからしむるもの是である。而して此の折衷主義を頗る明瞭に組成することは必ずしも不可能ではない。

社會の目的は即ち政府の目的なり

既に前節に於て説明した如く、政府は社會の機關——而も唯一の有力且つ普遍的機關であるから、政府の目的は即ち社會の目的と同一なるは勿論である。果して然らば社會の目的とする所は何か。又社會とは如何なるものであるか。

曰く、社會とは人々が相互に助くる爲め組織した一の團體である。人々は社會を組織して何の爲に相互に助くるか。曰く、自己の發達を遂ぐる爲めである。蓋し社會の希望する所は、個人の能力を無限に發展せしめて、個人の活動力を最も自由に働かしむるにある。此の如にして人文の向上を促す所以の材料は初めて之を發見するを得べく、人類の必要を充足し、其苦難を輕減する所以の方法は初めて之を發見するを得べく、又人類の思想を發揮して、其活動を振作する所以の刺戟も亦之に由つて發見するを得べきである。政府の目的は組織せられた社會の目的を遂ぐることを助けるに在る。されば、政府は時勢と共に變化する社會の必要若くは産業組織の必要に應じて政府の幫助を之に與へなければならぬ。則ち幫助を與へねばならぬといふけれども、政府は恣に干渉を爲すであらうと謂ふのでない。唯統督抑制の有效性及び順應の適宜性を得よと言ふのである。余の所謂統督といふものは決して干渉を指すものでなくして、唯、可成

的人間活動の状態を平均することを言ふのである。而して人間活動の状態を平均する事は、干渉と正反對の方向に在るものである。

凡そ事物發達の法則は、順應の法則、即ち時の事情に適合する法則である。而して今政府に關して之を云ふ時は、所謂時の事情なるものは、或る個々の事情でなくして、社會全般の事情、即ち社會組織の一般的狀況である。是れ吾人の特に注意して記憶すべき所である。然り而して更に又社會の場合に就いて之を言ふに、各個人に完全なる自己發達を遂ぐる爲め最良の方便、最良の機會を提供しなければならぬ。此がなくては、社會其ものが其千態萬様の美觀と其結合力の鞏固とを完うすることを期するとは出來ぬ。而して各人の自己發達機會に於ける最も必要必須なる條件の一は、社會の政治機關たる政府が獨り之を供給することを得るのである。彼の組合、會社等にして必然的に獨占事業を營み、産業及び社會の發達に必要な方便を少數者の手裡に壟斷して、而も此の少

數者は社會の隨意選擇に出でたるものでなくして、不可測の幸運に依つて茲に至るものである時は、此の如き組合、會社は必ずや社會の直接若くは間接の監督を受けなければならぬ。蓋し結合的勢力に依つて一切の事物を統御するの權は、獨り社會にのみ屬すべきもので、社會は、或人民が其警視監督の外に立つて、此の如き結合的勢力の私利を營まんがために專用するを傍觀する如きは、決して忍ぶ能はざる所である。

自然的獨占事業

自然的獨占事業と他の企業とを區別するのは、必ずしも不可能の事でない。英國のファラー氏は、其著國家と産業と題する小冊子に於て其區別を説明したれば、今左に之を摘録しやう。(此書は有名なる『公民叢書』中の一冊である) 其一、獨占事業が供給するものは、生活の必要物、例へば水の如きもの、

若くは産業上の必要物、例へば鐵道の如きものである。

其二、獨占事業は特別に其便利なる所若くは地線を占める。鐵道電線及び水道事業の如きは、之が證と爲すことを得やう。

其三、獨占事業の供給する物品若くは便利は、之を供給する場所に於て、而して之を供給する營造物と關聯して利用せらるゝものである。換言すれば、便利の場所に於て、若くは便利の地線に沿うて使用せらるゝものである。

其四、獨占事業の供給する物品及び其便利は、一般に器械及び資本を増加せずして、之を無限若くは多量に増加するを得やう。詳言すれば最初創業費を支出して一旦便利の場所若くは便利の地線を占有した以上は、其の後事業を増加する毎に利潤を増加するであらう。何となれば其事業を擴張したる割合に費用を増加することがないからである。是故に其後に

於て同種の事業を起さんと欲するものがあつても、便利の場所若くは地線に關して競争の平均を失ふと共に、賃率等の競争に於て自家の事業を利する機會に關しても亦競争の平均を失つて到底先鞭を着けた獨占事業に拮抗することを得ないであらう。

其五、獨占事業には只結合に依つてのみ到達し得べき確實にして且つ調和せる組織を緊要とする。秩序あつて且狹隘ならざる組織は、之がために必要である。

獨占事業は生活上の必要物、若くは快樂上の必需品、若くは産業的成功の必要物を支配する機會を少數者に與へ、少數者は社會人民の不利を顧みずして私利を營むことのあるを免れない。而して少數者が獨占事業を創立する時は、其後に起るものは到底之れと眞正の競争を爲すことを得ぬのであ。されば輿論に従ひ一般人民に對して公平の處置を爲すことを得る公の機關、若くは其他の機

關にして、政府の嚴重なる監督を受くるものを除くの外は、之に従事することを許すべきでない。

政府の監督と直接管掌

社會の健全なる生存及び有效なる活動に必要なと共に、一方に於いては平等の競争を容れざるが如き事業を、私人の利益を圖る具に供して、毫も之を監督せざるが如きは、社會の決して忍容し能はざる所である。從來の經驗に徴するに、自己の利益を圖る爲めに此等の事業を監督した人々の利益と社會の公益とは、決して兩立し得ない。加之、高尚の利己心を有するものでも、此等の事業を監督し、若くは管掌する際には、此の如き機關を使用する人々に不當なる區別を置いて、自然不正なる金錢上の利益を貪る手段とするに至ることが、往々之あるを免れぬ。是に於て乎、政府が此等の事業を監督する必要がある。

此の如く専横なる資本的組織に屬する是等の事業は、政府の監督を必要とすると言ふけれども、其意は決して、斯の如き獨占的組織としてにあらざる故に得て經營すべからざる事業は、政府自ら監督せよと謂ふのでないのである。果して然らば、此場合に於て之を如何にすれば則ち可なるかと言ふに、フアーラー氏の如く、二個の方法のあるを見るであらう。其一は私人たる企業家および資本家をして之を所有經營せしめて、國家は單に之を監督するに止まること。其二は中央政府若くは地方政廳が之を所有して、直接に之を經營すること即ち是である。而も多くの場合に於ては政府の監督を以て充分とすべきものであつて政府が自ら之を所有して直接に管掌するのは、實に種々の障害がある故に、是等の事業の多くは可成的單に政府の監督を施すに止め、萬已むを得ぬでない外は、其を直接管掌に歸するとは出來ないのである。即ち政府の直接管掌に歸せず、單に之を監督するのみで實效を奏し得べき場合に於ては、毎に之を監督

するに止むべきのみ。

競争の平等化

以上は自然的の独占事業にして各人が平等の競争を爲す能はざるものゝ外に、尙ほ或一種の事業がある。此種の事業に於ては、之を個人の施設に放任する時は、競争条件の平等化を完全に實現することの能はざる故に、我國及び諸外國の政府は、独占事業を監督するが如く、此種の事業に向つても亦、斷然政府の監督を行へることを見る。即幼童が勞役に服することを禁するが如き、或は製造工場の衛生の状態を監視するが如き、或は健康を害するの職業に婦人を使役することを禁するが如き、或は商品の品質の精良と粗悪とを検査する公機關を設定するが如き、或は又或職業に於ける勞働時間を制限するが如き、其他貪婪瀾くなき人々が、商賣産業に於て殘忍刻薄の行爲を遂ぐるを制限するが如

き、種々雑多の事務に於て、政府は公義正道の實行を助けるのである。抑も世に正直溫良の人があつて商賣を行ひ産業を營むに當り、正直溫良の道を守るに當つて、或は勞働者の爲め工場の空氣の流通を善くし、或は華客の爲め商品の品質を精良にする爲めに、之に應じて其費用を増加する必要があるとせんか、一時の間は全く正直溫良の道を守り得るであらうといふけれども、一方に於て不正不義の人あつて、殘忍の方法と貪婪の手段とを以て許多の利益を永久に獲得することがあれば、之に對して獨り永く我が清節を守り能はざるに至るべく、畢竟正直溫良の道を破るか、或は又其事業を廢するか、二者其一を擇ばなければならぬは必然であらう。斯の如き場合に於ては、政府は二者の間を調理する所がなければならぬ。但し此場合に於て政府は干涉の方法を以て之を調理すべきでない。唯不正者と正直者をして平等の競争を爲さしむるの方法に依つて之を調理すべきのみである。是れ實に恒久の腐敗若くは害惡に對して社會が自ら

防衛する所以の方法であつて、又人民の自己發達の機會を平等均一ならしむる所以の道である。

社會は政府よりも大なり

社會は其機關たる政府よりも甚だ大にして、而して更に肝要なるものであることは、吾人が常に記憶しなければならぬ所である。抑も政府は社會に奉仕すべきものである。社會の爲めに役せらるべきものである。故に政府は元來社會を支配するものでない。又之を制御すべきものでもない。政府は政府夫れ自身に於て目的たるものでない。唯一の手段である、方便である。何の爲めの手段にして何の爲めの方便であるか。曰く、社會組織の最上の利益を増進するの手段、方便である。唯夫れ然り、故に曰く國家は社會の爲に存在するものであつて、社會は國家の爲めに存在すべきものでない。

國家の行爲に對する自然的制限

國家の行爲に嚴正なる自然的制限のあることは、眞面目に社會の成立を研究したものと必ず首肯する所である。國家職掌の範圍は全體としての社會が必要とする協力の範圍にして、此限界を越ゆる時は、社會の結合的協力も、社會の生存、社會の公益に必要であるとの性質を失つて、單に産業上若くは社會上の事業に便利なる者と爲るに過ぎない。而して茲に言ふ協力の必要なるは、其人民活動の條件を平等化するに必須なる時、及び個人の權利及び對人關係に就て一樣なる規則を保持するに必須なるの時に於て必要なるものであつて、若し夫れ斯の如き場合に於て協力の事がなかつたならば、社會の或者が富及び社會的身分に於て他の或者を壓服凌駕して、甲者獨り進んで、乙者は退却若くは、停滞するを免れざるは必然である故に、之を匡救するに於て、協力は實に必要な

るを見るべきである。

凡そ人は或關係に於て相互に自他相倚の必要を感ずるものである。此關係に於ては一般共同の協力は、人間の満足なる生存に關して必須條件である。人と人との間に於ける機會の均等を保つは、或普遍的權力（即ち國家の權力）のみ獨り之を能くすることを得るであらう。夫の分勞の如き、若くは商業上の協力結合の如きは、之を人民各自間の契約又は隨意の處置に放任することを得るであらうといふけれども、社會一般に影響する人民活動條件の均等を維持するの大事に至つては、政府の組織其ものを各個人に委任する能はざると同じく、決して之を各個人の施設に放任すべからざるものである。又教會、俱樂部、會社、學生團、其他各種の組合の如きものは、或は人の精神上の發達を目的とし、或は物質的幸福を目的として、各其特別の企圖、目的を有するものであれば、或は大に賛成すべきものがある、或は少しく賛成すべきものがある。而して必ず

しも一樣に之を必要であると謂ひ得ないが、家族と國家とに至つては、其目的として個人發達條件の改良、及び其平等化の大企圖を有するものであれば、人間に在つては實に必要欠くべからざるものである。

公共的結合協力が必ずしも緊要ならざるに至る點は、何れにあるかとのことは、概括的に之を言明し難いけれども、其實在よりは固より明かである。譬へば家族なるものゝ本質を構成する要素は、一として法律を以て確定し得べきものなく、孩提の幼弱、父母の慈愛、兒女の孝悌等の如き感覺以外の要素に依つて其一家族を成す所以を表示するに過ぎぬといふけれども、之を他と分別する所以の限界は自ら嚴存する様である。因つて考ふるに、正當の事情の下に隨意の組合（私立組合、會社等を言ふ）が之を計畫經營して國家が之を計畫經營すると同一の效果を得る事物、即ち之を國有としても之を私有しても不可のない事業は、國家の經營、施設を要せぬとの規則は、國家と私的團體とを區別

するに充分明確なる分界線である。若し夫れ國家を以て隨意的、假設的團結體即ち一個の組合に過ぎないと爲すものは、即ち最も醜惡なる社會主義に陥るものと言ふ外ない。國家を以て人民が永遠、普遍、且つ常住に相互に幫助し、相互に依頼して行動するに際し、狭少なる家族關係の範疇に踏踰するを以て足るとしない。更に其埒外に躍進して、一大團結を成したるより起つたものでない。唯國家を以て隨意的の組合に過ぎざるものと爲せば、吾人は實に國家の行爲を制限する標準（專斷的標準以外のそれ）を有せぬのである。之に反して國家結合の本然の必要より得た標準を以てする時は、國家は決して無制限の職掌を有すべきものでないことを知るべきである。

例へば國家は人民の私徳を監視するの職掌を行ふとを得べきものでない。何となれば人民の私徳なるものは素と人民各自の責任に屬し、其國家を組成して相互に依頼する所以と毫も關係がないからである。人民の思想、良心、意見の

如きも亦私的關係のものであれば、之を各人の隨意に放任すべきものである。而して國家は唯、共同の行爲、一般の法律を必要とする處に於てのみ、其職掌を行ふべきものである。故に必要でなくして單に便宜なる事物は、人民各自の適宜の選擇に放任すべきものであつて、國家の事務とすべきものでない、教會は精神的便宜のものである。又商事會社は資本の上に於て便宜のものである。若し夫れ國家にして自ら教會を組織し若くは商事會社を設立することのあらんか、他の教會若くは商事會社と異なる所がなく、國家の組織、設立に出でたからとて、決して他の教會若くは會社に優る所があるのではないのである。之を要するに社會若くは産業上に必須缺くべからざるものにして、而して其性質が獨占事業たるべきものを除くの外は、敢て國家が自ら之を施設經營するを要せぬのである。

家族と國家

人の幼年時代に於て、其宗教的信仰を保育し、其個人的徳性を養成し、服従の習慣を養成せしめて、善良の人と爲ることを得せしむるのは家族の正當なる目的である。而して人の一家に服屬するの時期を経過して成人と爲る時は、獨立自主の生活を爲さんことを要する。此時に於て家族的愛情は尙ほ彼を束縛する所があるといふけれども、是れ鐵鎖でなくして、絹糸を以て束縛するが如きものである。即ち彼は方に其未成年の時期を脱却して、成年の人と成つたものである。是に當り、彼をして獨立性を發揮することを得せしめるのは國家の正當なる目的であつて、即ち國家は彼をして其個性を發揮せしめ、之に依つて、國民活動の總量の上に種々多方面の態様を加へしむべきである。蓋し家族内の教養は多方面で淘汰的且創造的である。而して家族は個人を指導しなければな

らぬ。國家は即ち然うでない。即ち個人を指導することは出來ぬ。國家は個人の爲に條件を創造して其活動を助けても、個人を鑄造することは出來ない。即ち國家の教養は一定普遍のものであつて、個人的のものではない。家族の教育方法は個別的不平等に即すといふけれども、國家の教育方法は普遍的平等を基本とするものである。又家族の秩序は保育的訓導に依つて立ち、國家の秩序は參政權、政治的特權の上に存するのである。

國家と教育

國家は教育の範圍に於て家族の職務を侵奪したる觀があるけれども、是れは皮相の見であつて、實際國家は一家の職務を侵奪したものでない。蓋し教育を以て國家の正當の職務と爲す理が二つある。而して此等兩者は共に吾人が論述しつゝあつた要點に觸れるものである。然らばそれは果して如何なるものか。

曰く、第一の理由は、自由人民の自己發達に必須缺くべからざる政治的自由、及び社會的自由の條件、要素を保存するには國民教育を必要とすること、第二の理由は、政府の如く其の權力の普遍完全なる機關でなければ、國民教育の實效を期する能はざること即ち是である。之を約言すれば國民教育の實效を得るには、全體としての社會の行爲を必要とし、吾人が前段に於て社會の正當なる目的と斷定した個人的發達の條件を均等ならしむるには、國民教育を必要とするのである。且つ又國民教育がなければ、國民の知識を基礎とする政府は決して永續することを得ない故に、國家は人民を教育して其知能を啓發し、爲し得べくんば、其美德を完全ならしめることも亦之を勉むべきものである。何となれば自由制度の維持及び成功は、國民の智識、徳性に待つものであるからである。又如何に善美の自由制度といふけれども、其國固有の歴史上の傳統の以て之を支持するものがなければ、永久に其强健を維持することの能はざるは明か

であれば、公立學校に於ては、則ち是等立國の基礎たる歴史的傳統を保存して、各時代に於ける國民の思想、感情の中に之を銘記せしめて、敢て忘るゝこと無からしめねばならない。

政府行爲の歴史的條件

特別の事情若くは特別の境遇に依つて、國家の支配及び國家の監督の正否を論じ、若くは其便否を議するは暫く別問題として、茲に如何なる場合に於ても到底違反すべからざる一定の法則がある。何か。曰く、歴史的繼續の法則即ち是である。凡そ國家の政治上に於ては、其根本に於て全く新奇なるものは、決して安全に之を企圖施設することが出來ない。即ち如何なる事物でも政治上に於ては遅々たる漸進的發達を經由せぬよりも、決して善美の結果を收むるを得ない。更に之を詳言すれば、慎重なる新舊制度調節順應の方法及び綿密なる成

長の補修を以てしなければ、決して價値の存する効果を見得ない。要するに國家の政治に於ては奔騰飛躍の事があるを容れぬ。且つ又人民及び各國家は、自個の經驗の徑路を趁つて生存しなければならぬ如く、國家も亦決して他國の經驗を借用するを得ぬのである。勿論他國人民の歴史は或は一點の光明を吾人に與へることを得るであらう。けれども、それは決して活動の條件を吾人に給與するに足らぬのである。是を以て各國は皆常に過去と密着せねばならぬ。一躍して萬丈の山に登り、一躍して千仞の谿に下るが如きは、到底得て之を爲すべからぬ。

以上の所説を概括すれば、政府の目的は、社會の目的を敏速に達せしむるに在る。而して政府の行爲上の法則は、必要なる協力である。又政治發達の方法は、舊習慣を新習慣に化成して、新目的を達するが爲めに舊方法を調節するの保守的順應の作用である。

國際聯盟規約

國際間の紛議は之を干戈に訴へて解決せんとせざるべしとの義務を承諾し、各國民間の公明正大にして名譽ある關係を規定し、各國政府の行爲に對する實際上の規則として、國際法の協定を確立し、聯盟各國間の總ての條約義務に關し、正義と嚴正なる尊重とを保持し、以て國際間相互の協調を緊密にし、且國際間の平和と安全とを確保せんが爲め當規約に署名せる各國は是を國際聯盟章程として採擇す。

第一條 當規約の下にある聯盟各國の行動は、締盟各國代表者より成る會議屢々會合を開くべき執行委員會及び聯盟本部所在地に設定さるべき常設國際書記局なる機關を通じて執行さるべきものとす。

第二條 國際聯盟の行動範圍に屬する諸問題協議の爲、締盟各國代表者會議

は定期集合し、又必要に應じて臨時總會を開くものとする。右代表者總會は聯盟本部所在地或は其他便宜の地に開催し、列席者は聯盟國代表者たるべし。締盟國は各一票を有す、但し代表者數は三名までを出席せしむることを得。

第三條 執行委員會は北米合衆國、英帝國、佛國、伊國、日本、其地に加盟列國四箇國の代表者を以て組織す。右四箇國は其代表者總會に於て適當なりと認むる主義及び方法に基き選定す。

右代表者の任命さるゝ迄某々(氏名記入餘白)を執行委員會委員とす。

執行委員會は必要に應じ何回にても之を開き且つ尠くも年一回同會任意選定の場所に於て(若し場所の選定を見るを得ざるときは、本部所在地に於て)之を開くものとする。

世界の平和に影響すべき問題は悉く前記の集會に於て討議すべきものとする。

若し執行委員會に於て或一國の利害に直接關係を有する問題を討議する際は、

其一國に對し代表者簡派の招待を發すべし、若し執行委員會にして此招待を發せざりし場合には、同會の決議に對しては右一國は何等の責任を負はざるものとする。

第四條 代表者總會或は執行委員會(特種の調査員指名の場合をも含む)の會議法は、代表者總會又は執行委員會に於て制定し、其列席代表者多數決により採決すべし。代表者總會及び執行委員會の各第一回集會は米國大統領之を召集す。

第五條 聯盟常設書記局は聯盟本部所在地たるべき(地名餘白)に之を置く。書記局は執行委員會によりて選定さるべき聯盟書記長の一般執務及監督上必要なりと認めらるゝ書記其他の人員より成る。

書記官長は代表者總會又は執行委員會の總ての會議に於て書記官長の資格を以て行動す。

書記局の經費は萬國郵便聯合の經費負擔法の割合に準じて聯盟加入國により分擔するものとす。

第六條 聯盟各國の代表者及び聯盟加入各國代表者は聯盟用務執行中は外交上の特典及除外例に浴し、聯盟本部又は聯盟役員又は聯盟會議列席中の代表者により使用さるゝ建物は治外法權の特典に均霑す。

第七條 當規約に署名せず、而して當規約に加盟勸誘を爲すべきものとして、附屬調書に記入され居らざる國家にして聯盟に加はらんとする時は、代表者總會に代表さるべき各國數三分の二より尠からざる承諾を要し、且完全なる自治國たらざるべからず。(自治領及植民地をも含む)而して誠意國際的義務を遂行するの意思を有する旨、確然たる保證を提示し、且其陸海軍兵力及武裝に關し聯盟の指定する各條項に服従するに非ざれば如何なる國家と雖も、聯盟に加入を許さず。

第八條 縮盟各國は平和維持の爲に國家の安全に適應すべき程度に於て國防を最少限度に縮少し、特に各國の地理的形勢及狀態をも參照して、國際義務上の共同行動として此國防縮少を強制するを必要なりとするの主義を認む、而して此縮少實行の計畫は執行委員會之を立案す。執行委員會は亦其武裝縮少計畫案に制定すべき兵力の多寡に應じ某々國政府に對し、其考慮と實行とを促す爲委員會の適當なりと認むる軍隊設備及武裝を決定指示すべし。而して此指示されたる制限を採用したる以上執行委員會の許可なくして此制限を超過すべからず。縮盟各國は、各地方工場に於ける軍需品及戰時用器具の製作は最も反對すべきものなりと云ふ意見一致し、執行委員會に對し、如何にして此種製作業に伴ふ惡弊を防遏し得べきかを調査を命ず、但し自國の安全に須要なる軍需品及戰時用器具を自ら製作し能はざる國の要求する所をも顧慮すべし。縮盟各國は相互國內に於ける各種工業にして、戰爭の目的に適用され得べきものゝ狀態又

は其の武裝の程度に關しては決して隠蔽する所なかるべく、且其陸海軍計畫に就ては充分に隔意無き報道の交換を行ふべきを協諾す。

第九條 第八條規定項目遂行及び一般陸海軍問題に關し、聯盟顧問として常設委員を任命す。

第十條 聯盟加入各國の領土保障及現存政治的獨立を尊重し、外敵の侵入に對抗して之を保有せしむべき途を講ず。斯の如き外敵侵入の場合或は脅迫或は侵入の危険ある場合、執行委員會は聯盟の義務を遂行の爲其執るべき方法を獻策す。

第十一條 締盟各國に對する影響の遲速に論なく、如何なる戦争も或は戦争せんと他を脅威することをも共に聯盟全部に關係を有するものなることを茲に宣言す。

締盟各國は各國の平和を保障せんが爲めには賢明且萬全なりと認むる如何な

る行動をも取るべき權利を保留す。締盟各國は亦國際關係に影響を及ぼし、之が爲め國際間の平和を紊り、或は世界の平和を支持する必要なる國家間の好感を傷つくるが如き事情發生したる際は代表者總會或は執行委員會の注意を喚起するは各自の友誼的權利なることを宣言し且協諾す。

第十二條 締盟各國は若し普通の外交手段によりて調節し得ざる紛争の發生したる時は、豫め其問題及び關係事項を仲裁々判或は執行委員會の審議に附し且仲裁々判の判決或は執行委員會の勸告發表後三箇月を経るまでは戦争を開始せず、且つ三箇月後と雖、仲裁々判の判決或は執行委員會の勸告に遵ひたる聯盟加入の國に對しては開戦せざるべき事を協諾す。如何なる場合に於ても本條規定の下には仲裁々判の判決は相當期限内に之を確定し、執行委員會の勸告は紛争問題を其審問に提供したる時日より六箇月以内に之を行ふべし。

第十三條 締盟各國は相互の間に紛議或は確執を生じ共に之を仲裁々判に附

するを適當なりと認め、且外交により満足なる解決を見得ざる時は、其問題全部を仲裁々判に附する事を協諾す。

此目的の爲め國際問題を提供すべき仲裁々判廷は締盟各國の承認したる判廷或は締盟各國間に現存する協定に規定されたる判廷たるべし。

締盟各國は、仲裁々判の下すべき判決は誠實に之れを履行すべきことを協諾す。判決を履行せざりし場合には執行委員は之を履行せしめんが爲には其最良と認むる手段を提案するものとす。

第十四條 執行委員會は、常設國際裁判廷設置の計畫を樹て、其設置の曉には同判廷は締盟各國が前條に基き、仲裁々判に提供すべき問題なりと認めたる凡ゆる問題に對し之を聴取し判決を與ふるの權能を有するものとす。

第十五條 聯盟加入國間に爭議發生し、關係國交の破綻を來さんとし、而して同爭議を前條規定の如く仲裁々判に附し居らざる場合、締盟國は之を執行委

員會に照會する事を協諾す。亦關係國の何れも同爭議の存在に就て書記官長の注意を喚起するを得、而して書記官長は其充分なる調査と其問題の考慮とに對する總ての必要な準備を整ふべし。此目的の爲め關係國は能ふ限り敏速に同爭議に關する陳述書及び關係書類全部を書記官長の許に送達することを協諾し、執行委員會は直ちに右書類の刊行を訓令すべし。執行委員會の努力により爭議の解決を見たる時は、解決の條件及適當なる説明を附し同爭議の性質を指示したる陳述書を發表するものとす。若し爭議にして解決されざる時は、執行委員會は總ての必要な事實説明及び同委員會が右爭議解決に公平適當なりと思惟する方法勸告を記述したる報告書を發表すべし。而して同報告に對し、關係國代表委員を除きたる他の執行委員が満場一致承認したる際には、締盟各國は右委員會の勸告に服従する關係國と交戦せざることを協諾す。而して若し關係國の何れか勸告服従を拒絶したる時は、右委員會は其勸告を有効ならしむ

るに必要な方途を提供す。又斯の如き報告書の作製し得られざる場合、其事
實なりと信ずる所及公平にして適當なりと認むる理由を附したる陳述書を發表
するは多數派の義務にして少數派の特權なりとす。

執行委員會は如何なる場合に於ても、此條項の下に爭議を代表者總會に附議
し得べし。而して執行委員會は爭議關係國の何れかど請求したる時、之れを代
表者總會に附議し得るものとす。但此請求は爭議を各委員會に提供したる日よ
り十四日以内に爲さざるべからず。代表者總會に提供されたる場合には本條及
執行委員會の行動と權能とに關する第十二條の規定する所は、代表者總會の行
動と權能とに適用さる。

第十六條 締盟各國の一にして若し第十二條の規約を破棄し或は無視したる
時は、聯盟は其破棄乃至無視の行爲夫れ自身を以て聯盟加入の各國に對して戰
争行爲に出でたるものと宣言し、其國に對して直ちに通商或は財政上總ての關

係を斷ち聯盟加入各國民と破約國民との間の凡ゆる交渉を禁じ、聯盟加入と否
とに拘らず他の國民との財政、商業或は個人關係を悉く防遏するの法を講ず。
斯の如き場合に際し、聯盟の規約保護に用ふべき兵力に對し、聯盟加入各國は
有力なる陸軍或は海軍を如何に分擔提供すべきかを按排計畫するは、執行委員
會の義務なりとす。締盟各國は更に本條規定の下に行はるべき財政或は經濟上
の手段を定むるに當り、其手段實行より生ずる損失と不便とを減少せんが爲相
互援助すべき事破約國が他の締盟一箇國を目的としたる特殊の手段に對抗せん
が爲め相互に協力する事及聯盟規約保護の爲め提携しつゝある聯盟各國の何國
の陸海軍にも其領土通過を許容することを協諾す。

第十七條 聯盟加入の一箇國と聯盟加入せざる一國との間に、或は何れも聯
盟に加入せざる兩國間に紛争を生じたる時、締盟各國は執行委員會が正當なり
と認め、聯盟に加入せざる前記の一箇國或は兩國に對して聯盟加入國としてのの

義務承諾を勧誘し、此勧誘に應じたる時、聯盟の必要なりと認むる改訂を施して前記規定する所を適用する事を協諾す。

前項の規定實施を要する状態を見るに至りたる時は、執行委員會は紛争の事情及其是非の審問を行ひ最良にして有効なりと思惟する其取るべき方法を獻策す。執行委員會の勧誘を受けたる一國にして紛争を目的として聯盟加入國としての義務承諾を拒絶したる場合、其一國が聯盟加入國ならば、第十二條の破棄を構成し、斯の如き行動を取れる國として之に對し第十四條の規定を適用する事を得。關係兩國が斯かる紛争を目的として共に聯盟加入國として義務承諾を拒絶したる時は執行委員會は兩國間の開戦を回避すべき行動に出で、且其紛争の解決案を提供することを得。

第十八條 締盟各國は共通の利害に鑑み、銃器及び彈藥の賣買管理を必要とする國に對する銃器及彈藥取引の一般監督は、之を聯盟に委託することを協諾す。

第十九條 大戰の結果従前之を領有したる國家の統治より離れ、而して近代の切迫せる状態の下に未だ獨立し得ざる人民により住居さるる植民地及領土に對しては、斯種人民の安寧と發展とは文明國民の神聖なる信託にして此信託を永久ならしむべき保障は、之を聯盟規約の内に體現すべしとの主義を適用したり。此主義を實行すべき最良の方法として斯種人民の教導は其の資源經驗及地理的位置との理由により其責任を負ふに最も適任者たる先進國に囑託すべきものとす。而して先進國は聯盟に代つて委任統治國として此教導任務を承諾するものとす。委任統治の状況は其被治住民の發展程度、其領土の地理的状态、經濟状態及其他同様の事由に従ひ相違せざるを得ず、従前土耳其帝國に屬したる某々地方は委任統治國が其開發と援助とに就き力を藉し以て自立し得るに至るまで其の存在を獨立國民として假りに承認し能ふ發達の程度に達したり。是等

地方の希望する所は委任統治國を選定すべき主要條件たらざるべからず、他の人民特に中央アフリカの人民は良心或は宗教の自由を保證するの條件唯だ社會の秩序及び道徳の維持、奴隸賣買の如き惡弊、武器賣買及酒類賣買の禁止、要塞或は陸海軍根據地の建設及警察目的及領土防衛以外に土民に軍隊教練實施の防遏を爲すを限度とし、委任統治國は其領域の行政に責任を負はざるべからざる状態にあり、而して委任統治國は聯盟加入の他の國家に對し、通商貿易上均等の機會を付與すべし。又西南アフリカ及南太平洋の某々島嶼の如く人口の稀薄なる爲、或は其狭少なるため或は文明の中心を距る遠きが爲、或は委任統治國に地理的に隣接せるため又他の事情により委任統治國の法律の下に（土着住民の利害に關し前述の保護を爲し）其一部分として最も善く統治され得べき國土あり。

委任統治の場合に於て委任統治國は其統治を委任されたる國土に關し聯盟に

年報を提出す。縮盟各國は委任統治國の施行すべき權能支配或は執政程度は若し縮盟國間に豫め協定され居らざる時は執行委員は各種の場合に對し特別法令或は特許狀により其程度を明確に制定すべきことを諾す。

縮盟各國は又各委任統治國の年報を受理檢閲し、委任條件全部實行を保證する上に於て聯盟を補助せんが爲、聯盟本部に委任統治國委員設定に同意す。

第二十條 縮盟各國は自國及通商産業上の關係を延長接觸する凡ての國の男女小兒に對し公平にして人道に協へる勞働状態を獲得し之れを維持するに努力すべし。而して之が爲聯盟組織の一部分として常設勞働局設置に同意す。

第廿一條 縮盟各國は聯盟加入國の通商に向つては運輸の自由と平等待遇とを獲得維持せんが爲聯盟の機關を通じて規定を設くるを協諾し、他の諸項目中特に千九百十四年より千九百十九年に至る戰爭期間に荒廢に歸したる地方の需要に關しては特別協定を爲すべし。

第廿二條 締盟各國は一般條約により既約の國際的機關全部を（若し右條約の署名國にして承諾せば）聯盟支配の下に置く事を協諾し、原則として締盟國は將來設置さるべき凡ての斯かる國際的機關は聯盟支配の下に置くべきものなりと云ふに同意す。

第廿三條 締盟各國は聯盟加入の何國たりとも、今後締結すべき條約或は國際的約定は悉く直ちに之を書記官長の許に登録し、書記官長は能ふ限り速に之を刊行し而して斯の如き條約或は國際的約定にして右登録を終らざる迄は其效力を生ぜざるべし。

第廿四條 聯盟加入國に對し其適用不能となれる條約の改訂及之を繼續せしむれば世界の平和に危険を生ずべき其他の國際狀態に就て常に忠告するは代表者總會の權利たり。

國際聯盟に就て

予は只今朗讀した章句即ち關係國の何れかゞ勸告服従を拒絶したるときは、右委員會は其勸告を有效ならしむるに必要な方途を提供云々に關して、誤解を生ずるの虞があるを指摘しやう。斯の如きは全く假設的の事件にして例へば或一國が領地若しは或實質的事物を占有し、之に對して占有權がないとの要求が起りたとせよ、而して若し此事件に關して外交交渉は遂に其效を奏せず執行委員に附議して、紛議解決の爲其勸告を求めた場合に執行委員會の決定が、爭議の目的物に對する要求者に有利であつて、爭議の目的物の占有者に對して不利であるとせよ。これは審議に上れる唯一の場合であるが、斯の如き場合に於ては執行委員會は不利なる判決を受けた國家をして執行委員會の決定に服従せしむるに必要な手段如何を審議し得るであらうとの規定を設けた。

第十九條項は此文書中に加へらるゝに先ち、五大國代表者に依りて極めて慎重に討議せられた。而して此條項中に現はれた事項は即ち各代表者の一致せる結論である。

予は我委員會審議の結果を正式に朗讀した故に、茲に我委員會席上に於ける討議の性質が雷に極めて建設的であつたのみでなく、大に吾人の意を強うするものがあつた旨を附言するは、予の欣快とする所である。勿論吾人の目的を貫徹すべき方法に就ては、各自其判断を異にした問題があつたが、吾人が求むる所の目的に就ては何れの點に關しても何等著しい意見又は主意の相違を見なかつたのは、總ての討議を通じて明白であつたのである。委員會の討議に際しては熱情或は感想を吐露すべき機會のなかつたといふけれども、吾人の將に爲さんとするに對して鬱勃たる尊敬心と熱誠の溢るゝが如きものあつて、各委員會毎に益吾人をして意を強からしめた。此事實は他の委員諸君も亦予と共に首肯せら

るゝ所であると信ずる。何となれば、我等は或意味に於て媾和會議が我等に委囑するに、最崇高にして且重要なる目的の表明を以てしたことを感じたからである。而して目的とは正義の目的に關する世界將來の協調に就いて疑惑若くは不安の念を生せしむることは出来ない。又各國民大團體の提携は名譽と國際的義務とに基く平和維持に依りて確立せねばならぬことである。

我委員會には十四ヶ國の代表者が列席し、其中には吾人が便宜の爲め大國と稱する諸國全部並に事情と利害關係とに於て錯雜極まりなき諸國の代表者を網羅したが故に、予は吾人の得た結果の意義は最も深長にして、それは共同目的に對する意思の結合であると斷じても敢て過言ではあるまいと思惟する。而して此意義の結合たるや決して之に對して反抗する事は出来ぬ。予は敢て言はん何れの國民と雖之に對して反抗を試みるの危険を冒すものはないのであらう。此文書の性質に就ては之を讀了するに幾何かの時間を要するといふけれども、諸

君は直ちに其内容の極めて簡單なることを知るであらう。實に國際聯盟に對して此草案の提唱する組織より簡單なるものはない。即ち代表者執行委員會及び常設書記局是である。

代表者總會に對する代表者の性質を決すべき問題を議するに及んで我等は皆全世界に亙つて共通なる感情の存在することを感得した。予も亦其中の一人であるが、予は今各國政府の正式代表者諸君の席上に於て語りつゝあるを以て予は言はん、世界各國が單に政府の指導のみに満足せざる普遍的感情が存在して居る。即ち若し國際聯盟の審議機關が各國政府を代表する官吏のみの集合團體に過ぎぬとすれば、世界各國人民は偏狹なる官吏が既に犯せる過失を再び繰返すの虞があるとの懸念を去ることの出来ぬとの感情は幾多の機關を経て我等の手許に傳達された。世界各人民大團體を眞に代表するが如き尨大にして且つ複雑なる方法若くは會議を案出する事は不可能である。何となれば、予の概算に

依れば吾人は此議席の周圍に於てすらも十二億以上の人民を代表した。諸君は到底十二億人民の代表者會議を開催する事は出来ぬ。然れども若し諸君にして假令投票は一票であるとしても、各政府をして適宜に一名、二名若くは三名の代表者を選ばしめるには政府は時々其代表者を更迭せしめ得べく、而して政府は數多の代表者の選擇を創意し得るであらう。故に我等は之れを以て所在平民の殆ど普遍的なる意見即ち彼等の同感を有することの出来ぬ一官吏の團體のみに局限せずして各種類の代表者に對して大に門戸を開放せよとの意見に對する適當で極めて思慮ある讓歩であると思惟する。

諸君は代表者總會の討議權の無制限なる事に氣附くであらう。即ち國際關係の範圍内に於ける凡ゆる事項を討議するの權限を有することは是れである。特に意見の一致したる點は戦争或は何等かの國際的誤解或は軋轢若くは紛議を醸すの恐ある事件は、何人と雖も之を等閑に附すべからずといふ點に在る。何とな

れば其れは世界平和に影響するからである。而して出来得る限り此代表者團體の權能を保護せんが爲或問題が附議せらるゝ場合に於て、それは仲裁の爲めではなくして執行委員會に依る討議の爲であることを規定した。

係争問題は争議關係國の何れかの發意に依り之を執行委員會より代表者總會に移して附議することを得る。何となれば吾人は争議解決に關しては此機關を通じて一大勢力に主として依頼するものであるからである。即ち世界輿論の道徳的勢力、事件の内容發表に依つて事態を明瞭ならしめ、強制的勢力を生ずる道義力が是である。斯くして隠謀は終に其潜伏所を失ひ、不正の計畫は不絶暴露せられ、明光に依りて破壊せられた隠謀不正計畫は世界非難の聲てふ壓倒的明光に依りて忽ちにして粉碎せらるゝであらう。

此計畫の背後には武力がある。然れども武力は背景として存するに過ぎない而して世界の道義力を以てして不充分なる場合には世界の武力を用ひねばなら

ぬ。然れどもこれは終に最後の手段に過ぎない。何となれば此聯盟の目的とする處は平和の憲法であつて、戦争の同盟でないからである。此文書の簡單なるは其特徴として見るべきである。予をして云はしむれば、予は此聯盟の處理せざる可らざる種々雑多の事情を想像することが出来なかつたのである。故に予は各種の不測事變を處理するに必要な有ゆる機關を組織する事が出来なかつた故に予は云はん、此文書は罪人を拘束せんとする緊衣でなくして日常生活の指針であると。新しい聯盟は生れた。吾人は之に對して着衣を與へなければならぬ。此聯盟は力の指針ではなくして力行使する人々の判斷と時代の推移に基いて力行使すべき方法を示す指針である。此聯盟は彈性を有し、其内容は一般的のものであるといふけれども、茲に確定せる一事がある。即ち此聯盟が平和に對する確實なる保障なることである。是れは實に言論に依つて侵略を防がんとする確定的保障である。

予は聯盟に依つて設置せらるべく、目下考案中の勞働局は極めて大なる便利を與ふであらうと豫想する。勞働に従事せる男女及小兒は永年の間陰暗の中に置かれて、時には各政府が相互の運動に對し、警戒猜疑の眼を注ぎ居る間に、又政治家の思想が建設行動及び商業及財政上の更に大なる取引に囚はれたる間には、全く忘却せられた如くに見えた。今若し予は自ら視る所の總てを信ずるとすれば、其前面に現出して來るのは世界に於ける勞働者の大集團である。吾人が斯くせんと望むと否とに拘らず、世界を支持すべき大負擔は逐日其双肩に繋らねばならぬ。男女及び小兒が疲勞して就寢し、何等生々たる希望の刺戟を有せずして起床する勞働者の大集團である。彼等は國際協議及び援助の圏内に招致されて世界の聯合政府保護の下に置かるゝであらう。

而して諸君の注意された如く、茲に凡ゆる國際協約の公表に關する重要な條項がある。今日以後聯盟加入の國家は如何なる協約も書記官長の許に登録せ

ざるものは之を有效であると主張することは出來ない。書記官長の執務所に於ては勿論是等協約は聯盟加入國を代表する何人にも披見さるべきものである。此尙書記官長は此種の書類を總て能ふ限り迅速に之を刊行すべき責任がある。此運動に關して予の心には偉大にして最も満足すべき顯著なる一事がある。即ち吾人は或場合には或る強國により單に利用の目的を以て爲された微力なる人民を併合する事を根絶した。吾人は是等微力未開の人民は斯かる状態に在るが故に吾人が自身の利益の爲めに彼等を使用するに先ち、主として彼等の利益を保護すべき責務のあることを最も嚴肅なる態度を以て識認し、而して今後此種類の有ゆる場合に於て是等微力なる人民の教導者顧問及び指揮官たるの任を受けた國家は委任統治國自身の利益と希望とを顧慮する以前に是等人民の利益其發展を顧慮すべきものである。

諸君今に至るまで是より多大な進歩はなかつた。諸君にして世界歴史を緝い

たならば無恥の強國が絶えず微力なる人民を好餌としたるかを見るであらう。幸にして聯合國の爲め敗退した一強國が其併合した植民地の一部の微力なる人民に堪ふべからざる負擔と非道とを加へ、彼等を開發するよりも根絶するを利益として、其植民地を領有せるは其地方に於ける人類の向上を計らんが爲めに土民の信頼を得んとするのでなくして、之を歐洲に於ける目的の爲めに使用せんとしたることは近年に至り暴露された惨ましい多くの事業中の一である。今や世界は法律に於て其覺醒を表示し此等の慘事は廢止されなければならぬ。吾人の良心は此問題に執着せよと言うた。此問題に就いて誠意事に當り得べきことを既に表示した國家は選定せらるべく、其選定せられた國家の教導の下に世界の微力なる人民は、新なる光明と新なる希望とに接することを得るであらう。されば此文書を以て同時に實用的文書、人道的文書であると評し能ふと信ずる。此文書は同情の脈搏がある。而して其全體に亘りて強制がある。此の文書は實

用的であるが而もそれは淨化し改革し向上せしめんことを目的とする。更に予は予の責任の教ふる限り是れは或意味に於て寧ろ時代遅れの文書であると言ふのである。予は信ずる、全世界に於ける意識は永らくの間此種の方法に於て表現せんことを準備した、吾人は今是等國民に對する吾人の同情及び其中に於ける吾人の興味を發見したのでない。吾人は永らくこれを感じ居たが故に今眞に之を表現しつゝある。而して此處に代表された大國の二三——予の知れる限りに於てこゝに代表せられた凡ての大國——の行政事項に於て憐愍の衝動は既に文明の程度尙低い人民を有する植民地を處理する上に於て現れた、而して吾人は植民地を完全なる自治の域に向上せしめた多くの實例を見た。

國際聯盟は主義の發見でなくして主義の普遍的適用である。即ち共同勢力、共同理想及共同知識を此偉大にして且つ仁慈的計畫に傾注せん爲に一致し、此標準に依つて各自別個の行政制度の中に生活せんとする大國間の協約である。故

に予は之を認容せられたものと信ずる。何となれば全世界が永らくの間之れを期待して、而も最近に至るまで之を望むことは時機尙早であると思惟せられたる點に到達したる事に對して、凡て深甚なる満足を表して居るからである。其間多くの恐るべき事件は現れた。不正者は敗北した。然れども今や世界は正義者の多數であつた事を以前よりも更に自覺して居る。互に相猜疑した國民は今や一大家族中の友人同僚として生活し、又爾か生活せんことを欲して居る。

ウキルソン國民訓 終

大正八年三月五日印刷
大正八年三月廿一日發行

ウキルソン國民訓

正價金 壹圓

不許
複製

發行所

東京市牛込區
神樂町一ノ一

電話番町五三七
振替東京一七一

株式會社 東亞堂

譯者 野中正
發行者 株式會社 東亞堂
東京市牛込區神樂町一丁目一番地
代表者 專務取締役 木村定次郎
印刷者 今村扶
東京市本所區香場町四番地

一(刷印社會式株刷印版凸)一

トーマス・カーライル原著・文學士栗原古城君解説

カーライル 英雄研究

中判頗美装六〇〇頁

正價壹圓七拾錢

送費拾貳錢

(國民新聞批評) 江湖定評ある不朽の一大雄篇トーマス、カーライルのヒロー、ワアーションズの忠實なる邦語譯なり、本邦由來一二の譯書なきにあらざるも特に原著者の爲に倣ひて流麗なる講演體の口語を用ゐる隨處に懇切明快なる註譯を交へて新たなる譯文の一形式を開きたる本書の如きは絶無とする所巻首にカーライル肖像筆蹟及び舊宅を始め十數葉の寫真版巻尾に五十音順詳細索引を添附せる等は趣味と便益とを併せ得て用意周到なるを見る史學研究家語學練習者は勿論苟くも人物鍛鍊に志を存する有爲の士に敢て一本を薦む。

岩野泡鳴先生著

近代思想と實生活

洋装新式美製本

正價壹圓八拾錢

送費拾貳錢

近代思想の由來せる根源を解剖して、吾人が生活上に於ける堅實なる新立脚地を明かにせるもの、新たなる時代の空氣に、意義ある生活を營まんと欲するの士の必讀すべき新修養論也。
(國民新聞批評) 創作に評論に、著者が忌憚なき描寫や眞劍なる論議について、今の文壇並に思想界の一異彩として注目せられてゐるものであるが、本書は其中にあつて著者の時代觀的方面に於ける評論說話を蒐集したもので、新思想の由來、先帝崩御の三大暗示、思想界の維新を自覺せよ等すべて二十九章より成つて居る、別に附録に「誤解せられた半獸主義の眞相」なる一篇が掲げてある、共に近代思想界の起伏趨勢を窺ふべき好資料となるものである。

和蘭ライデン
大學教授 ケルン博士原著
文學博士 南條文雄師校閲
曹洞宗
大學教授

立花俊道先生譯

ケルン氏 佛敎大綱

洋裝美本四百四十五頁
索引廿四頁添附
ケルン博士肖像挿入
正價金壹圓八拾錢
送費拾二錢

曩に梵文法華經を對校して、我南條博士と共に出版せられしケルン博士が、泰西に於ける當代隨一の佛敎學者たるは識者の公評ある所、而して同博士が斯學に關する博大深遠の蘊蓄を集大成せられし本書が、如何に貴重すべき思想界の至寶たるかは亦言を用ゐざる所とす、しかも原本は英獨佛語希臘語梵語巴利語、西藏語等に亘り頗る難解なるを憾とし、譯者多年の精力を傾注して翻譯の難事業に當り、本文は勿論、無數の脚註に到る迄些毫も省略する事なく詳解して、加ふるに南條博士の嚴密なる校閲を以てせらる、最新の科學的知識を以て最も簡明に組織的に佛敎を解説する事本書の如きは真に其類を見ず、矧んや索引は實に「佛敎辭典」の用を爲すをや、宗敎界思想界の至上寶典として一本を薦む。

澁江保先生纂譯

ソクラテス論語

袖珍美裝三九〇頁
正價七十五錢
送費六錢

(東京朝日新聞批評) 人間社會の實踐躬行に適切なるソクラテスの語を孝悌、修身、齊家、分務等の二十八章に分類排次せる書にて希臘古代の聖人が人に教ふる所の如何なるものなるかを知り且つ味ひ且つ行はむには斯る排次法を便利なりとすべし聖人は東洋のみの產物に非ず苟くも人間の生存する所には人間の道存して之を教ふるの聖人ある也文の簡古にして含蓄深きも殆んど孔子の論語に同じ。

哲學博士 ジョン・トッド 教授原著
姫河原無鳴先生譯補

立志
修養
自
修
論

大判洋裝二百卅頁
正價六十錢
送費八錢

(やまと新聞批評) 本書は米國近代の大學者たり大教育家たり大道德家たる博士ジョン・トッドの著述を極めて親切に譯補せるものにして、修學の目的以下習慣の偉力、勉強法、讀書法、時間の活用、社交談話法、運動の必要、飲食の節度、經濟の用意等説き去り説き來りて慈母の愛兒に訓ふるが如し。

31
894

終